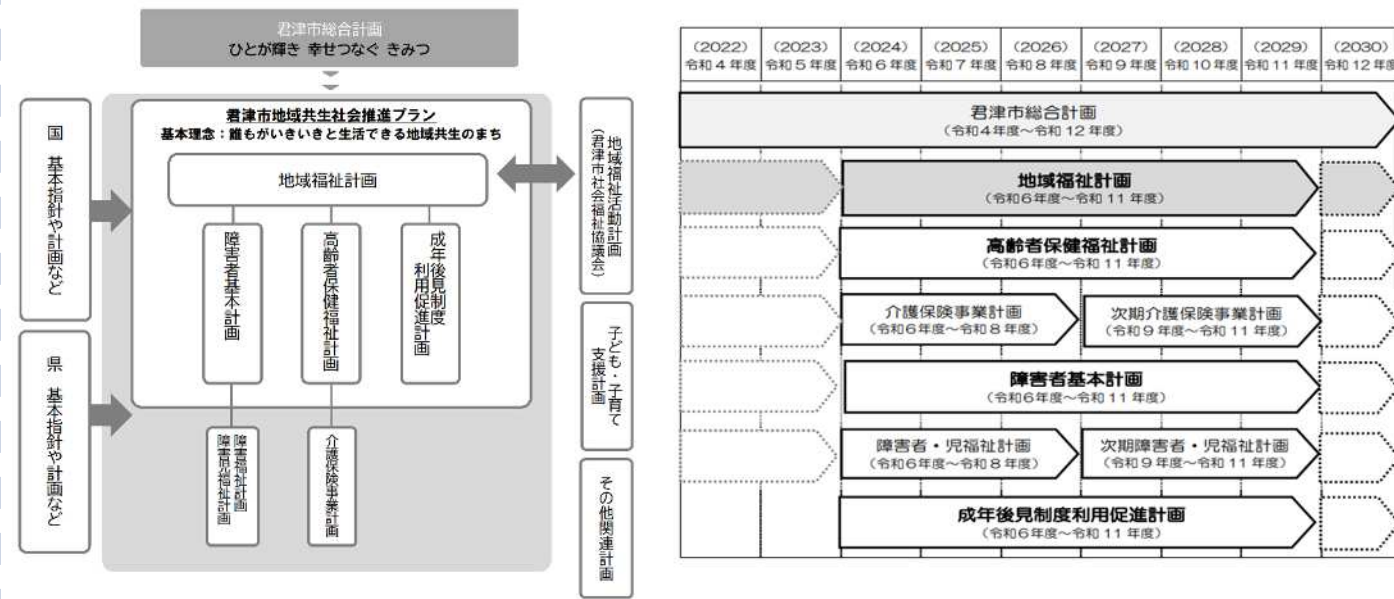


君津市地域共生社会推進プラン 共通事項

(1) 計画の策定の背景と趣旨

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、福祉に関わる社会状況が大きく変化する中で複雑化・多様化する福祉課題に対し、福祉施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「障害者基本計画」「成年後見制度利用促進計画」を策定する。

(2) 計画の位置付け・期間



(3) 計画の基本理念

【誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち】

市の福祉施策の目指す姿を実現するため、共通理念として「誰もがいきいきと生活できる地域共生のまち」を掲げ、すべての市民が福祉の担い手となってもともに支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしせるまちを目指す。

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分ではない人が、財産管理や福祉サービス等の契約締結など、必要な手続きを行う場合に、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度である。国は、本制度が高齢者や障害者を支える重要な制度であるにもかかわらず、全国的に十分に活用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月に「成年後見制度利用促進計画」を策定した。

利用促進法第14条第1項には、市町村の講ずる措置として、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

このようなことから、権利擁護支援が必要な方が、適切に成年後見制度を利用できる体制を整備するため、本計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進計画」

(3) 計画策定の経過

- ①君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会による課題の把握や意見聴取、関係機関の調整等
- ②意識調査による現状把握

第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題

国や市の実績、意識調査や成年後見制度利用促進計画策定委員会の結果から、成年後見制度を取り巻く課題を整理した。

(1) 成年後見制度の利用状況

高齢化の進行による成年後見制度利用者の増加や、制度の対象となる高齢者、障害者の増加などの傾向が見られる。

(2) アンケート（意識調査）による課題

成年後見制度そのものの認知度が低く、制度の利用に繋がる相談先も知られていないことが判明した。

(3) 成年後見制度利用促進計画策定委員会の意見

計画策定にあたり、令和5年6月より、成年後見制度において実際に後見人等を担当する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）を策定委員に迎え、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会を複数回開催し、君津市の成年後見制度の課題について意見を聴取した。主な課題は以下のとおり。

- ・高齢者の課題として、高齢化や、認知症の高齢者の増加により、成年後見制度の必要性が高まってくることが予想される。また、日常生活や金銭管理に不安を持つ方が増加すると見込まれる。
- ・障害者の課題として、障がいのある子どもを持つ多くの親が、親亡き後を心配していることや、障がいのある方を見守る家族等の高齢化が進んでいることから、財産管理などの支援が必要な障害者が増加することが見込まれる。
- ・制度を必要とする方が必要な時に制度を認知し、利用できるよう、広報や周知の工夫が必要。
- ・相談窓口の整理や連携の強化
- ・後見制度の需要増加に対応できる体制づくり
- ・成年後見に関する相談先や合議体の整備・設置の必要性
- ・成年後見支援センターの充実、体制整備の必要性
- ・後見人等が安心して受任できる環境づくり
- ・後見人等の担い手の不足の解消
- ・後見人等報酬助成制度の見直し
- ・市民後見人の育成、市民後見人養成講座修了者の活躍支援

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 計画における取組

①権利擁護支援のための地域連携ネットワーク（合議体）の構築

既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携の仕組みを構築するもの。ネットワークを構成する3つの要素は以下のとおりで、これらの整備が必要。

- ・本人を見守り、本人の意志や状況を把握して、権利擁護支援を行う「チーム」
- ・「チーム」の支援と、地域の関係者・団体等の連携づくりを進める「協議会」
- ・「チーム」と「協議会」のコーディネートを行う「中核機関」

②中核機関の整備

中核機関とは、ネットワークを構成する3つの要素の一つであり、ネットワークのコーディネートを担う機関。中核機関は、下記の4つの機能を働かせ、ネットワークの3つの役割を遂行する。

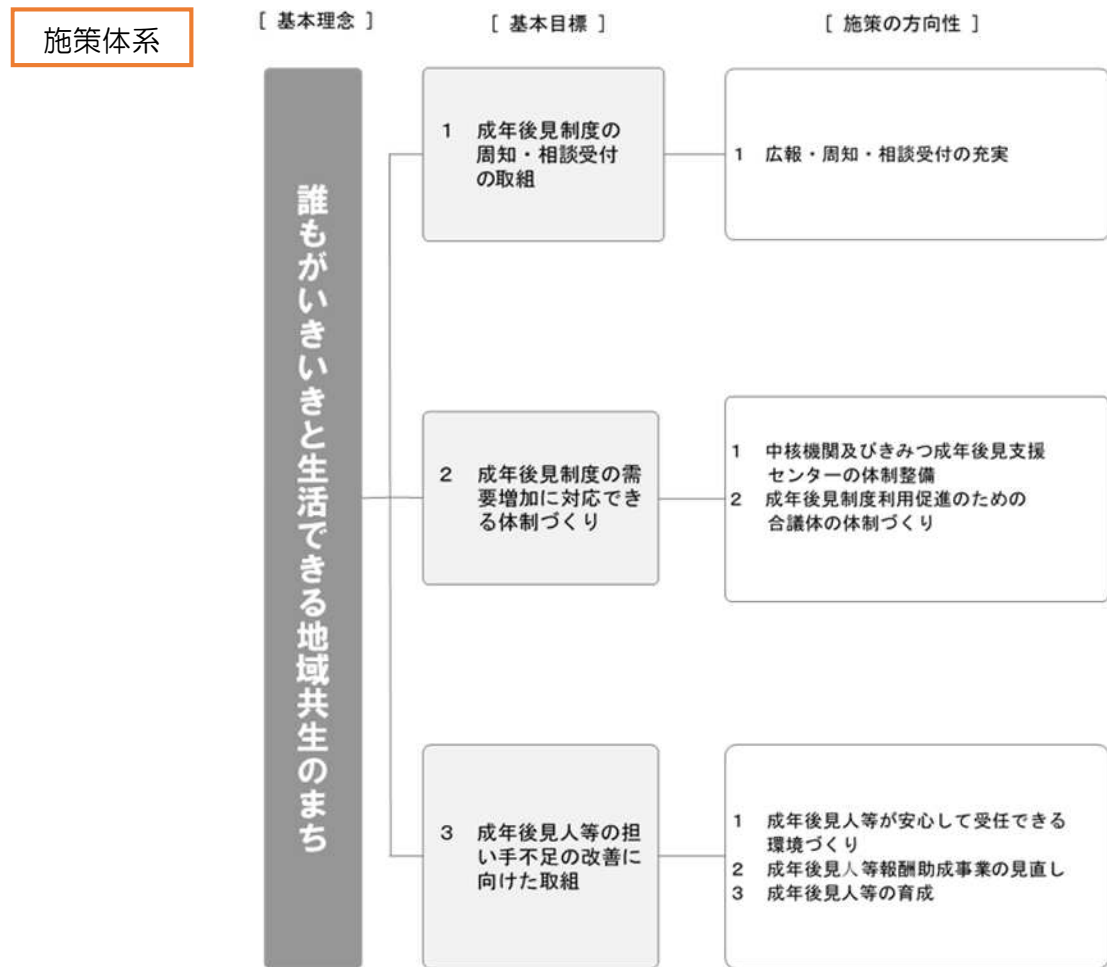
- ・4つの機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）

③中核機関の運営について

国の基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されている（市町村直営または委託等）。

本市では、君津市成年後見制度利用促進計画策定委員会において、中核機関の運営体制について、委員への意見聴取や市の実情の分析、近隣市の視察や実態調査などを実施した。

その結果、君津市と市社会福祉協議会のパートナーシップにより、当面は共同体制で中核機関の運営を実施する方向で検討を進める。今後、計画期間の令和6年度において、具体的な組織設計を行い、必要な機能や運営体制を整備する。



第4章 施策の方向性

基本目標1 成年後見制度の周知・相談受付の取組を進めます

(1) 広報・周知・相談受付の充実

① 市民向けの広報・周知活動

権利擁護や、成年後見制度に関する広報、周知活動の実施のほか、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口の周知活動を実施する。

② 福祉関係者等への広報周知活動

権利擁護を必要とする高齢者や障害者を、相談へ繋ぐ役割を担う人々（家族・民生委員・福祉関

係者等）への周知、広報活動を実施する。

③ 明確な相談受付窓口の整理

現在の相談窓口（きみつ成年後見支援センター、高齢者支援課、障害福祉課）を継続的に運営するとともに、中核機関の設置を見据えて、窓口の整理や情報連携を検討する。

④ 市長申立の周知と適切かつ迅速な実施

市長申立て制度の周知と、適正かつ迅速な実施を行うほか、制度についての周知を進める。

⑤ 市民後見人養成講座修了者の活躍支援

市民後見人養成講座修了者が、講座で学んだ知識等を活かして、地域福祉の担い手や、成年後見制度の広報・周知活動等に活躍してもらうための支援について、検討する。

基本目標2 成年後見制度の需要増加に対応できる体制づくり

(1) 中核機関及び成年後見支援センターの体制整備

① 中核機関の設置に向けた取組

中核機関の設置について、スケジュールを作成して取り組む。

② きみつ成年後見支援センターの整備・充実の促進

センターに必要な人員や予算の整備・充実を促進する。

(2) 成年後見制度利用促進のための合議体の体制づくり

① 地域連携ネットワークの構築に向けた検討と取組

福祉の支援を必要と「協議会」、「チーム」、「中核機関」からなる地域連携ネットワークの構築に向けた検討を進め、スケジュールを作成して取り組む。

② 権利擁護支援のための協議会及び定例会の準備・開催

地域連携ネットワークの構成要素であり、地域の関係者や団体等との連携作りを進める「協議会」と、成年後見印等の受任調整や様々なケースの検討などを行う「定例会」を定期的に準備・開催する。

基本目標3 成年後見制度の担い手不足の改善に向けた取組

(1) 成年後見人等が安心して受任できる環境づくり

① 成年後見人等の相談支援体制の整備

後見人等が安心して受任できる環境づくりのため、地域連携ネットワークや中核機関の機能を活用した、成年後見人等の相談に対応できる相談窓口の整備や、各種専門職や行政で構成されるチームを、必要に応じて構築できる体制づくりに、スケジュールを作成して取り組む。

(2) 成年後見人等報酬助成の実施と取組

① 成年後見人等報酬助成事業の実施と見直し

成年後見人等への報酬助成事業の実施と、他市町村と連携して制度の見直しに取り組む。

(3) 成年後見人の育成に向けた取組

① 法人後見の受任体制の充実に向けた取組の促進

きみつ成年後見支援センターの法人後見を担う人材の確保と育成の取組を促進する。

② 市民後見人の育成に向けた取組の促進

市民後見人の育成について検討し、取組を促進する。